

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270630007	26年10月14日	27年1月29日	27年6月30日	動物向け体外診断用医薬品の製造販売について、品目に応じて、大臣の承認を要せず届出で足りるもの(届出届目)と登録認証機関の認証を要するもの(認証届目)を指定すべきである。 【提案理由】薬事法第14条第1項に基づき告示及び第23条の2第1項に基づく告示は、ヒト向けの体外診断用医薬品の製造販売に当たり、届出届目として130以上の品目を指定し、また、認証届目として約400の品目を指定している。しかし、動物向け体外診断用医薬品についてはこのような規制緩和が進んでおらず、ヒト向けでは届出とされている医薬品であっても、専ら動物向けに製造販売する場合には、農林水産大臣の承認を得る必要があり、手続きに多大な手間と時間を要している。動物向け体外診断用医薬品は、専ら動物の疾病の診断に使用されることを目的とし、動物の身体に直接使用されることのないものであり、当該医薬品を用いた動物の肉を通じてヒトの生命・健康に影響を与えることもない。動物向けの体外診断用医薬品等の製造販売についても、品目に応じて、届出届目と認証届目が指定されれば、新規参入や投資の促進が期待される。さらに、体外診断用医薬品の開発において、まず動物向けとして開発し、臨床例を積み上げ、診断手法の開発や各種課題解決を行い、十分な確認を行った上で、ヒト向けに応用していくことが可能となり、結果的にヒト向けの医療の高度化に資することとなる。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	動物向け体外診断用医薬品の製造販売をしようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の5第1項の規定に基づき、品目ごとにその製造販売についての農林水産大臣の承認を受けなければならないこととされています。 また、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の5第1項に基づき、農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品については、農林水産大臣の承認を受けなくても、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の12第1項の規定により、製造販売しようとする者は、あらかじめ、品目ごとに農林水産大臣にその旨を届け出れば、製造販売ができることとされています。 さらに、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の23第1項の規定に基づき、農林水産大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品については、農林水産大臣の承認を受けなくても、品目ごとに農林水産大臣の登録を受けた者(登録認証機関)の認証を受けなければならないこととされています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の5第1項、同法第23条の2の12第1項及び同法第23条の2の23第1項	【届出】検討に着手 【認証】対応不可	動物向け体外診断用医薬品の製造販売における届出届目の導入については、公益社団法人日本動物用医薬品協会において、平成26年度より、届出届目の基準の検討を開始しており、平成27年度中には結論が得られる見込みです。農林水産省としては、当該結論を踏まえ、薬事・食品衛生審議会委員等の専門家の意見を聴いた上で、届出届目基準の導入に向けて検討を進めたいと考えています。 登録認証機関による認証届目については、1品目当たり、国の承認に要する経費に比べて、認証に要する経費が大きくなるを得ず、また、我が国の動物薬の産業規模は、ヒト用医薬品の規模に比べ小さいことから、事業者にとってかえって負担になるという意見が動物薬業界から強く、認証届目の指定は困難と考えております。		
270630033	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	水耕栽培用の植物工場について「農地の地目のままでの建設を認めること」	【要望内容】「農地」の地目のまま、コンクリートで地固めた植物工場を建設することを認めること 【理由】現在、農地をコンクリートで地固めて植物工場を建設すると、農地法で農地と認められず、雑種地とせざるを得ず、結果として固定資産税が高くなり、コストが上昇して競争力が低下している。必要に応じて、国際先端テストにかけ、諸外国の規制を参考に早期に見直すこと。	日本商工会議所	農林水産省	農地法上、「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、この「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいいます。そのため、植物工場を設置する等により、農地をコンクリート等で地固めし、その土地に労費を加え肥培管理を行うことができない場合は、「農地」に当たらず、この場合、転用許可が必要です。	農地法第2条	対応不可	植物工場の設置等により農地をコンクリートで地固めた場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することができなくなるため、農地法上の「農地」として扱われることは困難です。 また、税制上の地目は、課税の客体となる資産の評価を行う観点から分類されているものであり、農地法の適用の可否とは関係ありません。このため、御要望のような植物工場用地を農地法上の農地とみなしたとしても、単に植物工場用地に農地法の規制が適用されるだけであり、税法上の地目認定の考え方が自動的に農地法に準じて変わる訳ではないことを御理解ください。	
270630034	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	農業の生産性向上と担い手の増加を図るため、株式会社による農地の直接所有を認めること	【要望内容】株式会社による農地の直接所有 【理由】リース方式では、返還リスクを恐れて、大規模な設備投資や土地の改良にチャレンジできないとの声があるため、「直接所有」を望む声がある。農業の生産性・収益性を高めるとともに、農業の担い手を確保するためにも、株式会社に農地の直接所有を認める必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合資・合同会社のいずれかであること。 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること。 役員のうち半分以上が農業に常時従事する構成員であること等。 ただし、農地について賃借権又は使用権借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項	対応不可	企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。 他方、企業の農地所有については、参入した企業が農業から撤退した場合、当該企業の所有する農地が耕作放棄地や産廃産場になってしまうのではないかとといった農業・農村の懸念があり、また、(リース方式のリース契約解除のような)確実な戻り手続が確立されていないことから、対応することは困難です。 なお、農地を所有できる法人(農業生産法人)の要件については、現在、国会に提出している「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」において、このような懸念のない範囲で、法人の6次産業化等経営発展を推進していく観点から、議決権要件や役員の仕事要件を見直すこととしていますが、更なる要件の緩和については、「日本再興戦略」改訂2014、「平成26年6月24日閣議決定」において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえ検討することとされています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270630035	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	農業の規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること	【要望内容】 農業生産法人における農業関係者以外の議決権比率について、50%超の場合も認めること 【理由】 民間の経営ノウハウを活かして新たな設備投資やIT化を進め、規模の拡大や生産性の向上を図るため、農業生産法人の農業者以外の構成員比率について、50%超の場合も認めることが求められること	日本商工会議所	農林水産省	農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項	対応不可	企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後5年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していきける状況にあります。 他方、企業の農地所有については、参入した企業が農業から撤退した場合、当該企業の所有する農地が耕作放棄地や産廃産場になってしまうのではないかと懸念が、農村の懸念があり、また、(リース方式のリース契約解除のような)確実な原状回復手法が確立されていないことから、対応することは困難です。 なお、農地を所有できる法人(農業生産法人)の要件については、現在、国会に提出している「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」において、このような懸念のない範囲で、法人の6次産業化等経営発展を推進していく観点から、議決権要件や役員の仕事要件を見直すこととしていますが、更なる要件の緩和については、「日本再興戦略」改訂2014、「平成26年6月24日閣議決定」において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまででリース方式で参入した企業の状況等を踏まえ検討することとされています。	
270630037	27年5月18日	27年6月1日	27年6月30日	林業再生の障害となる山林の利用に関する制度を抜本的に見直すこと	【要望内容】 山林の利用に関する制度の抜本的見直し 【理由】 所有者不明の山林は、森林経営の集約化・大規模化や6次産業化を進めるうえでの阻害要因となっている。そのため、隣接地との境界確認など、山林の有効活用を促進し、強い林業づくりを推進する必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	森林法第10条の7の2、第10条の11の6、第50条、第191条の2	現行制度下で対応可能	国産材の安定的・効率的な供給体制の構築による林業の成長産業化の実現のためには、森林所有者や森林境界の明確化を進め、施業の集約化を促進していくことが重要である。 このため、新たに森林の土地所有者となった者の事後届出制度や他の行政機関等が有する森林所有者情報の共有化を推進し、森林所有者の特定を促進しているところである。 また、同法改正においては、森林所有者が、早急に間伐を行うことが必要となる森林について間伐を行わない場合に、その森林所有者が不明であっても、都道府県知事の裁定により、意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組み、円滑な厚労部との整備を可能とするため、所有者が不明な場合でも、他人の土地について使用権を設定する仕組みも措置したところである。	
270630052	27年6月4日	27年6月17日	27年6月30日	加工原料乳生産者補助金の直接支払について	酪農関係の補助金で最も大きなものは加工原料乳生産者補助金ですが、指定団体出荷に限定されており、自主販売酪農家が加工向けにより需給調整を行なっても、その費用は全て農家負担となっています。生乳の販売において需給調整は必ず発生するものであり、自主販売酪農家だけが自己負担を強いられている状況は、酪農家の自立意欲を減退させるものと思われ、自主販売酪農家についても、加工向けの数量申告に基づき加工原料乳生産者補助金の支払を要望します。また、指定団体を通じての支払い方法を見直し、農家に直接支払られるよう体制の整備をお願いいたします。	全国生乳自主販売協議会	農林水産省	加工原料乳生産者補助金等暫定措置法	対応不可	加工原料乳生産者補助金制度は、指定団体に出荷された加工原料乳のみに補助金を交付することを通じて、指定団体による生乳の一元集荷・多元販売を促進し、生乳の価格形成の合理化、集送料軽減の合理化等による酪農家の健全な発達を実現することを目的としており、指定団体以外に出荷された加工原料乳に対しては補助金を交付すること、目的達成に支障をきたすことから、対応は困難です。 また、生産者への補助金の交付方法については、指定団体に出荷された加工原料乳に対して補助金を交付し、乳代精算に併せて指定団体を通じて生産者に補助金を交付することが、行政コスト軽減の観点から適切であるとされています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270630053	27年6月4日	27年6月17日	27年6月30日	酪農家、乳業者による第二の選択肢	現状では、酪農家・乳業者とも、補助金や学校給食乳の関係で指定団体出荷以外選択肢することが困難な状況です。酪農家の経営改善のためには、酪農家が自己の経営の利点を生かし、目的に合った販売形態の選択ができるようにする必要があります。また乳業者も同様に、原料乳の調達や加工用途を指定団体に支配されることなく、経営判断での製造と自由な販路開拓をできるようにすることで、弾力的な対応が可能になり、許年のような「バター」が店頭から消える等の事態も防止できるのです。乳業者は現在の制度では、販売先からとらな必要型があっても指定団体の許可なしで「バター」を自由に製造することができないのです。生産者として決めているような状況を望んでいません。出荷形態の多様化は我が国酪農の存続のためには避けることのできない道です。生産量・酪農家戸数は減少し、主産地の地域経済は困窮しています。一日も早く政策を打ち出していただきたく、お願い申し上げます。	全国生乳自主販売協議会	農林水産省	酪農家は、指定団体への販売委託を義務付けられておらず、経営判断により多様な販売が可能で、乳業者は、学校給食用牛乳等の原料(生乳)について、指定団体以外からの調達は可能です。指定団体と乳業者との交渉結果として、「バター」等向けの販売数量が決定されていますが、指定団体か乳業者に対して「バター」等の製造を許可するものではありません。	事実誤認	既に酪農家自らの経営判断により、多様な出荷方法を選択することは可能となっているなど、提案内容は事実誤認です。		
270731003	27年1月28日	27年2月16日	27年7月31日	(遺伝子組換え実験宿主)大腸菌輸入時の届出の見直し要望	家畜伝染予防法第三十六条の二第二項に基づくエシエリキア・コリノの輸入時の届出について要望するもの。 【要望内容】病原性のある「E.coli」の届出について(遺伝子組換え実験宿主)大腸菌「B株、K12株及びそれらの由来株」については、品名由来系統名を明記することにより、家畜伝染予防法第三十六条の二第二項の輸入届出病原体に含まれないこととされたい。(理由)E.coli B株、K12株及びそれらの由来株については、遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法;研究開発二種省令(文科省)、産業利用二種省令(農三)別表第一号(農林水産大臣他4省大臣が定めるもの))において安全性の確認されたものとしてリスト化され告示されている。一方で輸入時には、家畜伝染予防法として通関時に確認通知書の提示が求められることから、現場で混乱を来すケースが多い。科学的にK-12株、B株及びそれらの由来株とO-157株や出血性大腸炎起因株等の病原性株とは、全ゲノム配列の比較により、病原性遺伝子の有無や染色体サイズの異なること等が既に明らかになっている。輸入する大腸菌の大半は遺伝子組換え生物等であるが、挿入遺伝子が病原性を宿主大腸菌に付与するかどうかについては、カルタヘナ法に基づき情報提供を受けて事前に各機関の安全委員会にて確認されている。通関審査において、遺伝子組換え実験宿主大腸菌(E.coli)と病原性株とは、B株或いはK12株由来を示す系統名の明記により区別可能であると考えられる。以上より、家畜伝染法の法益を確保しつつ、我が国と国際機関相互による遺伝子研究の一層の発展を図るため輸入手続きの簡素化を見直し、大腸菌「B株、K12株及びそれらの由来株」については、輸入届出病原体に含まれないことを要望する。	日本製薬工業協会	農林水産省	家畜伝染予防法第36条の2第1項の規定に基づき、輸入許可の対象(輸入禁止品)とならない家畜の伝染性病原体の病原体の輸入に当たり、輸入者に届出を義務付けており、輸入許可の対象(輸入禁止品)であるかどうかを事前にチェックしております。また、同条第2項の規定にも基づき「家畜の伝染性病原体の病原体であつて既に知られているものうち、監視伝染病の病原体以外のものを公示する件」により、届出が必要な病原体を公示しており、大腸菌「B株、K12株大腸菌」「B株、K12株及びそれらの由来株」については、家畜の伝染性病原体の病原体ではないため、届出の対象外となっております。	家畜伝染予防法第36条の2	事実誤認	大腸菌「B株、K12株及びそれらの由来株」は、家畜伝染予防法第36条の2第1項の規定に基づき届出の対象外となっているため、現行制度下で対応可能です。なお、このことについてホームページを通じてわかりやすく周知いたします。	
270831016	27年6月21日	27年7月27日	27年8月31日	民間企業が中央卸売市場の開設主体となること認める	卸売市場には開設主体が地方自治体に限定される中央卸売市場と民間も可能な地方卸売市場がある。卸売市場は生鮮食品等の流通において現在でも重要な役割を果たしているが、市場外流通や生産者、小売業者の大型化などの理由により市場経路率は低下傾向にあり卸売業者、中卸業者の経営は厳しくなっている。今の状況から脱して成長軌道に乗るためには卸売市場の一層の企業化が必要である。農林水産省による卸売市場の再構築の検討会議の中でも開設者を含む関係業者が一層の企業文化的にはなじまない開設者としての自治体の存在により真に実効性のある経営戦略の確立は不可能である。地方卸売市場は、一般的に小規模で中央卸売市場に対してスケールの不利益を経営的に苦しいところも多いが、民間経営が軌道に乗っている卸売市場も一部存在する。これは市場としての経営戦略が確立しやすいうからに他ならない。卸売市場は小規模な生産者や消費者保護を図るという公共的な役割もあり、それは現在でも消えてはいるが、食料事情や流通事情の変化によりそれらの役割のウェイトが下がっていることを否定できず、その点を踏まえる必要があり自治体経営を続けると卸売市場の存在価値を一層低下させることになる。残す必要のある公共的役割は規制と補助という形で担保することで基本は民間経営として企業化の方向性を考えるべきと考え、受け皿としては、卸売市場流通の要に位置する卸売業者や現在は参加が少ない「食品流通大手業者」などが考えられる。他に「法によりコンセッション方式も可能と開いておりその利害得失は検討の余地があるが、現行はその手法があまり議論されることがない。民間化という選択肢が生まれることのインパクトが大きい。それとの対比によりコンセッション方式の存在を一層ローリスクアップされるものと考え、	個人	農林水産省	中央卸売市場とは、生鮮食品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食品等の円滑な流通を確保するための生鮮食品等の卸売の中核的拠点となること、当該地域外の広域にわたる生鮮食品等の流通の改善にも資するものとして、農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場です。中央卸売市場を開設することができるのは、都道府県又は人口20万人以上の市とされています。地方卸売市場は、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて開設できるとされています。	卸売市場法第2条第3項、第6条、第55条	対応不可	卸売市場のうち地方卸売市場は、卸売市場法第55条の規定に基づき、都道府県知事の許可により開設されるものであり、1,105市場(平成25年度末現在)が開設されています。同法上、開設主体に限定を付けておらず、民間企業が開設主体になっている例が半数近くを占めているなど一定程度の企業化が進んでいるところで、地方、中央卸売市場は、同法第8条の規定に基づき、農林水産大臣の認可により開設されるものであり、67市場(平成26年度末現在)が開設されています。中央卸売市場は、生鮮食品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食品等の円滑な流通を確保するための中核的な拠点となり、これを通じて広域にわたる流通の改善を図ることを目的として、特定の都市に限定して開設されるものです。また、その開設に当たっては、国が定める整備計画に基づき公共的施設として施設整備が行われる一方、卸売業者の恣意による需給確保の排除や経時変化が著しい生鮮食品等の安定的な供給の提供等を趣旨として、生産者からの販売委託の引受け拒否を禁止していることをはじめ、公正取引環境の下での競争性のある価格形成を確保するために、市場運営や取引について全国一律のルールが法律で定められています。こうした中央卸売市場の性格を踏まえ、中央卸売市場の開設者には、公正取引確保の観点から、卸売業者の許可や売買参加者の承認のほか、卸売業者・中卸業者に対する検査、指導監督等の権限が法律上与えられており、市場の民間事業者に対して公平な立場で判断を行い、特定の都市及びその周辺の地域における生鮮食品等の安定供給という公共的使命を果たせるよう、地方公共団体がこの役割を担う必要があります(同法第8条において開設主体は地方公共団体(都道府県又は人口20万人以上の市)に限定)。そのような中で、中央卸売市場の予算執行や市場運営の面において、可能な限り民間活力の活用を図る観点から、農林水産大臣が定める卸売市場整備基本方針に基づき、施設整備における事業の活用、施設管理における指定管理者制度や事業管理者制度の活用を推進し、市場経営の効率化を促しているところであり、こうした取組の既存の事例について関係者に広く周知することにより、中央卸売市場における民間活力の活用を今後とも推進してまいります。なお、各中央卸売市場の判断により、地方卸売市場に転換した上で、開設主体を民間企業に変更することは現行制度においても可能となっており、各中央卸売市場ごとの事情により、民間経営として企業化の方向性を考えることはできるようになっています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270930003	26年10月31日	27年1月26日	27年9月30日	福山本航路における船舶航行機会の実質的規制の改革	<p>【要望趣旨】</p> <p>漁業法に基づく漁業権行使となされる刺し網漁業の操業により航路の機能が発揮されていない状況について、漁業法上の漁業範囲を限定すること(又は制限を加えること)により、大型船舶航行機会の改革、改善を求めるもの。</p> <p>福山港は平成23年に鉄鉱石用国際バルク乾散港湾に選定され、港湾機能の強化が図られようとしている一方、港域内の福山本航路は、刺し網漁業の操業により閉塞され、大型船舶が通航できない事態が発生し、企業が負担する物流コスト増や生産活動への影響が発生している。</p> <p>刺し網漁業は許可漁業であり、地方自治法第2条に規定されている第一号法定受託事務に基づく(農林省の許可によるもの)船舶の安全航行のために、航路上での漁業操業の範囲に制限を加えていただきたいが、漁業法では、漁業操業の範囲を限定できるのは、水産動物植物の繁殖保護や漁業調整のために特に必要がある場合に限られており、結果として、航路を通航する船舶に対し実質的な通航規制がかかっている状態が続いている。</p> <p>国におかれては、近隣他国と比べて劣位にある、資源等の輸送を巡る我が国の状況を踏まえ、海上運送の効率化や輸入拠点の形成等を検討、推進されているが、上述の漁業操業により港湾へ入港する前段階での実質的な規制の解決の糸口が見えていない大きな課題を抱えているのが備後地域(福山港)の実情である。</p> <p>福山本航路は開発保全航路ではないものの、これらの状況を打開し、福山港が立地する備後地域活性化のために、国の港湾整備事業と同時進行で当問題を省庁横断的に検討され、実質的に規制されている大型船舶航行機会について、改革、改善に向けた対策を講じていただきたい。</p>	民間企業	農林水産省 国土交通省	本提案に係る刺し網漁業については、漁業法に基づく(漁業種として行用されている)漁業法第65条第1項及び第2項並びに水産資源保護法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、都道府県知事は、漁業調整又は水産資源の保護増進のために、特定の水産動物植物の採捕や特定の漁業について規制措置を講ずることが出来るとされており、本提案に係る刺し網漁業は、この規定に基づいて広島県知事が定める広島県漁業調整規則(昭和41年規則第54号)第7条第7号の規定に基づき広島県知事の許可を要する漁業です。	広島県漁業調整規則(昭和41年規則第54号)漁業法(昭和24年法律第267号)水産資源保護法(昭和26年法律第313号)	【農林水産省】 【国土交通省】 その他	【農林水産省】 この刺し網漁業の許可のように、広島県知事が規制措置を講じることが出来るのは、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)の委任の範囲内、つまり漁業調整又は水産資源の保護増進の事由に限られます。このため、漁業法及び水産資源保護法並びにこれらに基づく(命令を用いて船舶の航行安全を目的とした規制を行うこととはできません。	【国土交通省】 船舶の航行機会の確保のためには、広島県や漁業関係者等の関係者間において必要な水域利用調整を行うことが必要と考えられます。
271215048	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	酒類・米の仕入・販売に関する記帳義務廃止について	<p>酒類及び米の小売販売業者に対して義務付けられている仕入及び販売に関する事項の記帳と書類の一定期間の保管を廃止していただきたい。</p> <p>酒類及び米の小売販売業者は仕入及び販売に関する事項について、帳簿に記載し酒類は5年間、米は3年間保存する義務を負っている。</p> <p>酒類の取り扱いについては、2001年に距離基準、2003年に人口基準が撤廃され原則自由化となり、米の取り扱いについても2004年に業者登録制度が廃止され、届出制となる等、規制緩和が進んでいる。</p> <p>このように制度の当初の目的や趣旨が変更されつつある一方、事務作業に関する記帳義務については何ら見直しが行われていない実態がある。</p> <p>事業者は所得税・法人税といった税務申告の観点からの記帳義務と他法律により二重の記帳義務を負っており、見直しが必要であると考え。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 農林水産省	【財務省】 酒税法では、酒類の販売業者に対して酒類の受入れ及び販売の事実を帳簿に記載しなければならないこととされており、酒類の受入れに関しては、受け入れた酒類の区分及び種別ごとに、その数量、価格、受入れの年月日、引渡人の住所及び氏名又は名称並びに引渡人の住所及び名称を、販売の事実に関しては、年月日、酒類の区分及び種別ごとに、その数量、価格、払出しの年月日、受取人の住所及び氏名又は名称並びに受取先の所在地及び名称を記載しなければならないこととされています。 <p>また、酒類の販売業者が作成する帳簿は、その販売場ごとに常時備え付けておくこと及び帳簿を開帳したときは、開帳後5年間は保存しておくこととされています。</p>	【財務省】 酒税法第46条 酒税法施行令第52条 法令解釈通達第2編第46条6	【財務省】 対応不可	【財務省】 現行酒税法は、移出(引取)課税制度を採用しており、酒類は製造場から移出(引取)した時に納税義務が成立します。 <p>酒税法に規定される記帳義務は、酒類等の製造者及び酒類の販売業者に対し、酒類の製造、貯蔵及び販売に関する事実を正確に記載していたことと酒類の移出の事実を正確に把握し酒税の課税の適正を実現する目的により課せられているものであり、商法上又は会社法上の義務として作成する商業帳簿や他の税法で規定される帳簿書類とはその目的が異なります。</p> <p>また、税務職員が酒税に関する調査を行う必要があるときは、これらの帳簿書類を検査し、又は提示若しくは提出を求めることができることとされていることから、帳簿書類は酒類の販売場ごとに常時備えおくとともに、帳簿閉鎖後一定期間は保存することとしています。</p> <p>酒類等の製造者及び酒類の販売業者が課せられる記帳義務及び書類の保存義務は、酒税の検査取扱い上、現在においても極めて重要な役割を持つものと考えておりますので、ご提案について対応することは困難です。</p>	【農林水産省】 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号、以下「米トレサ法」といいます。)、第3条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令第1号、以下「主務省令」といいます。)、第2条において、取引をした米穀等の名称、産地、数量、年月日、相手方、搬入又は搬出をした場所などの事項についての記録の作成を義務付けていることとされています。また、米トレサ法第1条及び主務省令第7条において、作成した記録を3年間保存(保管)が急速に変化する(速やかに消費)すべき米穀等については3ヶ月間(記録作成日から賞味期限までの期間が3年を超える米穀等については5年間)するよう義務付けていることとされています。
271215051	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	農業生産法人設立要件の緩和について	<p>農業関係者以外の議決権を25%以下から50%未満に緩和されたが、この要件を撤廃し、自由設定を可能としていただきたい。</p> <p>規模農業経営をより可能とすることが、農業従事者への所得向上、農業従事者の減少や耕作放棄地拡大の改善に繋がる。大規模農業経営には耕作地の拡大、農機の購入、人員確保等の初期費用が必要である。</p> <p>そのためには資金調達が必要であり、より資金力のある企業からの調達が有効であると考え。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	1 法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 <p>法人形態が「株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合同会社」のいずれかであること。</p> <p>主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。</p> <p>原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること(平成28年4月1日以降は、2分の1超)</p> <p>役員のうち半分以上が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項	対応不可	企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後3年間に1,712法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進している状況にあります。 <p>一方、企業の農地所有については、参入した企業が農業から撤退した場合、当該企業のある農地が耕作放棄地や産廃置場になってしまうのではないかと懸念が持たれており、また、(リース方式のリース契約解除のような)確実な戻り手続が確立されていないことから、対応することは困難です。</p> <p>なお、農地を所有できる法人の要件については、先の国会で成立した「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」において、このような懸念のない範囲で、法人の6次産業化等経営発展を推進している観点から、議決権要件や役員農作業従事要件を見直すこととしていますが、更なる要件の緩和については、「日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)」において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえ検討することとされています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)、()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271215064	27年10月30日	27年11月18日	27年12月15日	澱粉の価格調整制度の廃止	<p>【提案内容】 澱粉における安価な輸入品から徴収した調整金を主たる財源として、国産品の生産者及び製造業者に対し、精算・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付する価格調整制度を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 澱粉の国内需要量は約270万tで、その原料は輸入トウモロコシを原料として製造されたコーンスターチ等が85%、国内産芋澱粉が15%となっている。コーンスターチと国内産芋澱粉には大幅な内外価格差(2~3倍)が存在するため、価格の安い輸入トウモロコシ等から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋澱粉製造業者保護のための財源として使う価格調整制度が実施されている。コーンスターチは工業用薬品としても使用されているが、コーンスターチメーカーと価格交渉を行ったとしても本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、コスト競争力が低下する事態を招いている。</p>	(公社)農西経済連合会	農林水産省	<p>澱粉については、価格調整制度の下、輸入とともるこしから製造されるコーンスターチ等とばいれいしよ及びかんしよを原料とする国内産でん粉の内外コスト格差を是正するため、コーンスターチ用輸入とともるこし等から調整金を徴収するとともに、これを主な財源として、国内産でん粉原料用いもの生産者及び国内産いもでん粉の製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。</p>		対応不可	<p>でん粉の原料となるばいれいしよは、北海道畑作体系における重要な基幹作物であり、かんしよはシラス台地、台風の影響地域である南九州地方における重要な基幹作物であることから、それぞれ地域の経済や雇用を維持するため極めて重要な作物であり、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。一方で、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産でん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の維持が必要であると考えています。他方、でん粉調整金の負担軽減は重要な課題であると考えており、引き続き国内産いもでん粉の製造コスト削減に努めてまいります。</p>	
271231011	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法の見直しについて	<p>現行の容器包装リサイクル法においては、容器包装製造・利用事業者が、該当年度に使用する特定容器包装の使用量を見込んで(=再商品化義務量の算定)、指定法人へ再商品化委託申請を行っている。この現状に対し、「見込み量」に基づく再商品化委託申請・委託金負担から「製造・使用の実績量」に基づく再商品化委託申請・委託金負担へと、容器包装リサイクル法制度を変更したい。この変更により、商品や容器包装の価格に再商品化委託料金額が反映され、商品を仕入、購入した時点で再商品化委託費用の負担が完了し、再商品化委託金は上流の容器包装製造事業者が支払うという、より効率的で公平な制度に繋がると考える。なお、本件は指定法人と特定事業者との契約・支払方法を問題としたものではない。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	<p>容器包装リサイクル法では第11条から第13条までに特定事業者の再商品化義務が規定されており、第14条に基づき特定事業者は再商品化義務量の全部または一部の再商品化について指定法人と、再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの責務を履行したとき、委託した量に相当する量について再商品化したものとみなされます。</p>	11条、第12条、第13条、第14条 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令 第2条	事実誤認	<p>国の再商品化義務量の算定にあたっては、「見込み量」に基づく再商品化委託申請・委託金負担ではなく、当該年度の「特定事業者の前事業年度実績」に基づいて算出されています。</p>	
271231012	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日	容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について	<p>現行の容器包装リサイクル法では、再商品化義務量算定の際、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量を、特定容器包装使用量より差し引いて申請可能な、量的な面でのインセンティブ制度が導入されている。しかし、再商品化された素材を用いた容器包装を使用し商品製造・販売、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用し商品製造・販売しても、容器包装リサイクル法上、何らインセンティブ制度はなく、通常の容器包装の使用として扱われている。そのため、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した場合(特に、国内の素材)、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した場合、容器包装リサイクル法上のインセンティブ(算定係数に差を設ける等)制度を新設していただきたい。これにより、コストに係る「容器包装の質的な面」における環境配慮が促進されると考える。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	<p>容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量等を目的として、特定事業者に対し再商品化の義務を課すものです。特定事業者が自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装は、一般廃棄物として排出されないため、そもそも再商品化義務量の算定対象とならず、インセンティブ制度ではありません。</p>	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第1条、第11条、第12条、第13条	事実誤認	<p>容器包装リサイクル法は一般廃棄物の減量等を目的としており、また、「容器包装の質的な面」の差異に応じて算定係数に差を設けるインセンティブ制度は、他の特定事業者の負担を本来負うべき再商品化義務量以上に増加させることにもなるため、新設できません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
271231019	27年10月30日	27年11月16日	27年12月31日		(具体的内容) 遺伝子組換え作物で交雑可能な生物種が国内に存在しない場合、具体的にはトウモロコシ、ナタネ、ワタについては一栽培種に絞る審査でも簡略化していただく。 ・遺伝子組換え作物の国内開発のために、産業利用(農水省・環境省)の隔離ほ場試験については従来のイベントベースではなく、文部科学省・環境省の審査で行っている一括承認の導入を検討いただきたい。 (提案理由) 遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価については、カルタヘナ法に基づき手続きを進めているが、法律施行後11年が経過し多くの知見が蓄積されている。これまで承認されている除草剤耐性や害虫抵抗性については、我が国の生物多様性に悪影響を与えることはないと判断され、事実影響はない、少なくとも、我が国に交雑する野生生物が存在しない場合、その影響は限定的であることから従来と同様の審査は不要と簡略化できると考える。 産業利用(農水省・環境省)の審査は、すでに商業利用が確定している外資系の遺伝子組換え農作物の審査のための体制になっておりイベントベースの審査になっている。しかし、実際の育種では野外のほかほ場に展開して特性を見ることが始まるので、現行の仕組みでは開発を阻害している。そこで、隔離ほ場試験については従来のイベントベースではなく、文部科学省・環境省の審査で行っている一括承認を導入して、野外栽培へのハードルを下げる必要があると考える。また、隔離ほ場という管理されたほ場で栽培するため、生物多様性影響も防ぐことが可能であることから、申請に求めるデータも簡便にして実用化の推進のための体制を整備していただきたい。	日本バイオ産業人会議	農林水産省 環境省	(トウモロコシ、ナタネ、ワタの審査の簡略化関係) 遺伝子組換え生物等の第一種使用等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第4条第1項において、「その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等を行うとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これにつき主務大臣の承認を受けなければならない」とされています。承認の申請に当たっては、同条第2項の規定により、生物多様性影響評価書を提出する必要があります。 生物多様性影響評価書の作成に当たっては、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について(局長通知)第3の1の6)において、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、隔離ほ場において情報収集することとしています。ただし、一定の条件を満たすトウモロコシについては、当該情報収集を行う必要はないこととしています。	該当法令等 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第4条第1項 「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について(局長通知)第3の1の6)において、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合は、隔離ほ場において情報収集することとしています。ただし、一定の条件を満たすトウモロコシについては、当該情報収集を行う必要はないこととしています。」	「トウモロコシについて」現行制度下で対応可能 「それ以外」検討を予定	提示された植物のうち、これまでに最も申請件数が多く審査経験が蓄積されたトウモロコシについては、本来の「トウモロコシの性質としてほれ落ちた場合の生育が限定的であることについて」実態も把握した上で、平成26年12月に農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について(局長通知)を改正し、組み込まれる遺伝子の作用機序等が科学的文献から十分に明らかであり、かつ遺伝子組換え作物の特性が過去に審査を実施したものと同等である場合には、国内の隔離ほ場での情報収集は不要としたこととする。 今後も、科学的知見の蓄積に応じて、順次、各種の審査手続の見直しを実施していく予定です。
271231020	27年10月30日	27年11月18日	27年12月31日		(提案内容) 厚生労働大臣と経済産業大臣がそれぞれ定めるGILSP遺伝子組換え微生物を、財務省・農林水産省・環境省のカルタヘナ法第二種使用(閉鎖系使用)の産業使用案件についても適用できるようにしたい。 (提案理由) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第2号)別表では、特殊な培養条件下以外では増殖が制限され、病原性がないこと等のために、同省令で定められた最小限の拡散防止措置を執ることにより安全に使用できる微生物をGILSP遺伝子組換え微生物として省令で定めることとされている。GILSP遺伝子組換え微生物は、前述の拡散防止措置に従って使用し、確認申請を省略できることになっており、新技術の産業化促進に大いに貢献している。既にこのGILSP遺伝子組換え微生物を大臣告示として指定し(以下GILSP告示)、産業振興に活用している厚生労働省と経済産業省において、互いに他省定の定めるGILSP遺伝子組換え微生物を自管大臣の定めるものを含むこととしており、現在使われている二つのGILSP告示については相互に活用出来るようになっている。一方、財務省・農林水産省・環境省については未だこのGILSP告示が作られていないため、前述の優れた仕組みを効率的に活用できていない。財務省・農林水産省・環境省がそれぞれGILSP告示を別々に作るのは、そこにかけられるリソースや時間を考慮すると得策とは考えられないため、既に長期間活用され数多くの実績が蓄積されている厚生労働省及び経済産業省のGILSP告示を、財務省・農林水産省・環境省の閉鎖系産業使用案件についても適用できるようにしたい。	日本バイオ産業人会議	財務省 農林水産省 環境省	遺伝子組換え生物等の第二種使用等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第12条において「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が省令により定められている場合は、その使用等をする間、当該拡散防止措置を定めなければならない」、同法第13条第1項において「前条の省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の承認を受けた拡散防止措置を執らなければならない」としています。 同法第12条の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置については、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」第3条及び別表において、GILSP遺伝子組換え微生物(財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が定めるもの)について、拡散防止措置を定めています。 財務省・農林水産省及び環境省は、現在、GILSP遺伝子組換え微生物を定めていません。	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第12条第1項 「前条の省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の承認を受けた拡散防止措置を執らなければならない」としています。 同法第12条の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」第3条及び別表	検討を予定	GILSP遺伝子組換え微生物は、宿主である微生物と挿入されたDNA(及び遺伝子マーカー)の組み合わせを考慮して、定められています。 財務省では、酒類製造に係るGILSP遺伝子組換え微生物を定めることができますが、現時点では、酒類製造に遺伝子組換え微生物が使用されていないことから、厚生労働省及び経済産業省で定められている告示を財務省でも利用する状況はありません。 また、農林水産省では、主として動物用の医薬品製造を目的とした遺伝子組換え微生物を扱っており、これらに挿入されるDNAは、ヒトの医薬品等や工業用酵素、試薬の製造のために挿入されるDNAとは異なることから、現時点では、既に厚生労働省及び経済産業省で定められている告示を農林水産省でも利用する状況はありません。 このため、財務省及び農林水産省では、今後、厚生労働省及び経済産業省が定めるGILSP遺伝子組換え微生物に係る申請があった場合には、御指摘の告示の活用を検討したいと考えています。 さらに、環境省は、第二種使用等の確認を行う省庁にはなっていませんが、GILSP遺伝子組換え微生物を定めることができるとなっています。そのため、現時点では御指摘の告示を活用する状況にはありませんが、今後、環境省に係る具体的な案件が生じた場合には、ご指摘の告示の活用も含め、対応を検討したいと考えています。
280215013	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日		(具体的内容) 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、複数の区分にまたがる商品を生産するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「種別製造業」、「そう菜製造業」、「弁当調理(冷蔵)業」、「菓子製造業」とは別に、これらの区分にまたがる区分を新設するなど、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しをいただきたい。 (提案理由) 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為には、特定「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一工場で複数の製品を生産している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量は非常に困難と手間を要している。例えば、レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」、サンドイッチは「弁当調理(冷蔵)業」に該当するため、廃棄する際に「日の製造の中」とらの業種で発生したかを決定し、分別・計量している。また、野菜がめを野菜として使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。 実情に伴った区分をすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量につながることも、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	食品リサイクル法では、再生利用等の推進を図るため、年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。 また、食品廃棄物等の発生量と再生利用等の状況については、食品関連事業者の業種等により差が見られることから、業種区分ごとの報告をお願しているところです。	食品廃棄物等多量発生事業者等の定期報告書に関する省令	現行制度下で対応可能	食品廃棄物等の発生量等は、実測によって把握いただくことが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合には「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用率等」に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)を参考に、年又は月に計量程度の高精度を確保した上で管理日記帳、売上高と食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280215017	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	農林漁業成長産業化ファンドの規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・農林漁業成長産業化ファンド(以下本ファンド)は、農林漁業者(1次事業者)が主体となり、加工・流通(2,3次事業者)と連携して取り組む6次産業事業体に対して、出資による支援を行うもの。 ・1次事業者の主導性確保の為、6次産業事業体に対し、1次事業者の25%超の出資が必要。</p> <p>【具体的要望内容】 ・1次事業者の25%超の出資条件を廃止していただきたい。</p> <p>【要望理由】 ・25%超の出資に応じられる1次事業者数は極めて少なく、本ファンドを利用したいという希望があっても、使えないケースが多い為。</p>	都銀懇話会	農林水産省	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号、以下「機構法」といふ。)は、我が国農林漁業を、農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業とすることを目的としてあり、そのために株式会社農林漁業成長産業化機構(以下「機構」といふ。)は、農林漁業者が主体となった国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出資等の支援を行うこととされています。このため、支援対象となる事業者は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号、以下「六次産業化・地産地消法」といふ。)に基づき(総合化事業計画の認定を受けた「農林漁業者等」とされています。</p> <p>この「農林漁業者等」は、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)とされています(六次産業化・地産地消法第3条第1項)。</p> <p>機構の支援対象となる「農林漁業者等」たる六次産業化事業体は、原則、農林漁業者ではないパートナー企業との合弁事業体となるため、農林漁業者等が主たる出資者であることをもって、機構の支援対象となる「農林漁業者等」と位置づけられています。なお、2次・3次分野の事業者であっても農林漁業に参入していれば農林漁業者に該当することとなります。</p>	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 第3条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 第21条	現行制度下で対応可能	<p>農林漁業成長産業化ファンドの支援対象となる六次産業化事業体の設立にあたって、パートナー企業やサブファンドが無議決権株式を取得する場合には、農林漁業者の出資負担は軽減されることとなり、必ずしも農林漁業者等が所要額の25%超を出資する必要はありません。このことについては、平成26年10月にファンド活用ガイドラインを策定し、周知してきたところです。</p> <p>ご指摘の「25%超の出資に応じられる1次事業者数は極めて少なく、本ファンドを利用したいという希望があっても、使えないケースが多い」とことについては、当該無議決権株式をはじめ、資本金劣後ローンの活用などにより、農林漁業者の実質的な出資負担を軽減することが可能となっております。実際にこれらの措置を活用してファンドの出資を受けている事例もあることから、これらの措置の活用によって、ファンドの活用を図っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、平成26年10月に、サブファンドの出資割合の引き上げ特例を設ける支援基準の改正を行ったところであり、この活用によっても農林漁業者等の出資負担の軽減を図ることが可能となっております。</p>
280215018	27年10月29日	27年11月18日	28年2月15日	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・店頭商品デリバティブ取引を行う銀行(商品先物取引業者)は、外務行為を行う者について商品先物取引法に基づき下記事項を記載した申請書を主務大臣に対し提出する必要がある。 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 (イ) 氏名、生年月日及び住所 (ロ) 役員又は使用人の別 (ハ) 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 (ニ) 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間</p> <p>【具体的要望内容】 ・申請書の記載事項のうち外務員の住所については、申請書の記載事項から除外頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・多数の外務員が存在する銀行においては、外務員の住所の申請、及び住所変更時の変更届の提出が大きな事務負担となっているため。 ・なお、金融商品取引法に基づく外務員登録申請においては、住所の記載が要件とはなっていないことから、商品先物取引法においても、管理監督上、必ずしも必須の要件ではないと考えられる。</p>	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	<p>商品先物取引法第200条第1項において、商品先物取引業者は主務大臣の行う外務員の登録を受けなければならないとされ、当該登録を受けようとする商品先物取引業者は、法第200条第3項において、登録の申請に係る外務員の氏名、生年月日及び住所等を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならないとしております。</p>	商品先物取引法第200条第3項	検討を予定	<p>商品先物取引法における外務員登録制度については、顧客に勧誘を行う外務員の一定の資質を維持する観点から設けられております。この登録申請書の記載事項については、類似の立法例を参考にして、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。</p>
280215026	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直しについて	<p>食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「種類製造業」「惣菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設する等、総合食品メーカーの実情にあった業種区分を見直しいただきたい。</p> <p>現行法にてオリジナル商品を製造しているお取引先(食品製造業)では、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出している。</p> <p>「業種区分ごとの食品残渣量」を把握するためには、残渣を「業種区分」別に仕分けし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生しており、その分別計量が非常に困難と手回しを要しているためである。</p> <p>実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量に繋がるとともに、工場での作業が流り、効率的な処理が可能となる。</p> <p>分類することが困難な例 レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用し下処理は同時に行うが、サラダは「惣菜製造業」、サンドイッチは「すし、弁当、調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別計量している。</p> <p>分類作業が煩雑な例 野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。</p>	(一社)日本フードサービスチェーン協会	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	<p>食品リサイクル法では、再生利用等の推進を図るため、年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者に対し、毎年、報告することを求めています。</p> <p>また、食品廃棄物等の発生や再生利用等の状況については、食品関連事業者の業種等により差が見られることから、業種区分ごとの報告をお願いしているところです。</p>	食品廃棄物等多量発生事業者の定期的報告に関する省令	現行制度下で対応可能	<p>食品廃棄物等の発生量等は、実測によって、把握しただけが望ましいと考えますが、事業の形態によっては、実測が難しい場合もあると承知しており、このような場合にあっては「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン(農林水産省及び環境省作成)」を参考に、年又は月に数回程度の実測を実施した上で営業日数、売上高など食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値により業種区分ごとの数値を推計する方法も可能としているところです。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280215028	27年10月30日	27年11月18日	28年2月15日	畜肉加工品(輸入品)の動物検疫に関するルール変更について	「鶏の唐揚げ」等の加熱加工品に対する動物検疫について、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも受けられるようにしていただきたい。 「鶏の唐揚げ」等の加熱加工品を海外から輸入する場合、動物検疫を受けなければいけないが、検疫場所が港湾地区に限定されているのが現状である。 しかし、動物検疫のために港湾地区の倉庫へ運搬・入庫し、検疫後に内陸倉庫へ再び輸送しなければならないため、輸送コストや出入庫コストが余分にかかる上、貨物の積み下ろし作業に必要な人員を確保する必要性が生じることになり、負担が大きい。 加熱加工品は加熱処理をしており、かつ内陸倉庫へは冷凍輸送を想定していることから、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも検疫を受けられるようにしていただきたい。	(一社)日本フーズチェーン協会	農林水産省	海外から輸入される動物、畜産物については、家畜の伝染性疫病の侵入を防止し、適切かつ効率的にリスク管理を行うため、当該製品の到着後、迅速に輸入検査を実施する必要があります。 このことから、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)において、動物検疫所又は特定の飛行場・港湾内の家畜防疫官が指定する検査場所(以下「防疫官指定検査場所」という。)で行う旨規定しています。 ただし、特別な事由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所(以下「大臣指定検査場所」という。)で輸入検査を行うことができます。	家畜伝染病予防法第38条、第40条 家畜伝染病予防法施行規則第47条	現行制度下で対応可能	畜産物の品質維持のため特別な管理を必要とする場合等、防疫官指定検査場所での検査を行うことが困難な場合であり、かつ、家畜防疫上、当該物を防疫官指定検査場所以外の場所で検査を行った場合も差し支えないと認められる場合には、大臣指定検査場所として指定することができます。 ただし、大臣指定検査場所指定を行った場合、動物検疫所の業務に追加的負担が生じること留意する必要があります。	
280215033	27年10月30日	27年12月9日	28年2月15日	農地転用の建築手続きについての期間短縮、簡素化の緩和	現状、各地区で農地転用の申請・許可までの期間にばらつきがある状況。 例えば北九州市の市街化区域については申請・許可まで1日・2日、障壁都市免町の場合は毎月20日締めで翌月10日許可とある。その他農業委員会が面談があるところ、ないところがある。 具体的には各地区によって申請から許可までの期間格差があり期間の短縮、簡素化や統一化を考慮して頂きたい。 申請・許可までの期間を短縮で統一する事で地域の格差を無くし、高齢化する地域等への早期事業展開が可能となり利便性向上に貢献できる。	(一社)日本フーズチェーン協会	農林水産省	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために農地の権利を取得する場合には、農地法第4条又は第5条に基づき都道府県知事等の許可を受ける必要があります。なお、市街化区域内にある農地の場合は、これに代えて農業委員会への届出で足りります。	農地法第4条及び第5条	現行制度下で対応可能	農林水産省では、都道府県及び農業委員会における農地転用許可の事務(自治事務)に係る標準的な事務処理期間を定め、技術的助言として都道府県知事に示しており、都道府県等においては、これを参考として標準的な処理期間が定められ、適切に事務処理が行われているものと承知しています。 また、農業委員会による事業者の面談についても、農地転用許可の事務の適切な実施を確保する観点から必要に応じて行われているものと承知しています。 農地転用許可の事務が基本的に自治事務であることにかんがみれば、これらの事項について、農林水産省において、都道府県等における事務処理を統一することは、適切ではないと考えます。 なお、市街化区域内農地の転用は農業委員会への届出制であるのに対し、市街化区域以外の農地の転用は都道府県知事等の許可制であり、両者は事務の内容が異なることから、これらの事務処理を統一することはできません。	
280215051	27年11月12日	27年12月9日	28年2月15日	広域指定団体制度の抜本的見直し(弾力化)と生乳市場の創設(生乳価格の一元化の実現)	{具体的内容} 広域指定団体については、平成13年の発足にあたり、組織のスリム化がそのメリットの一つとして掲げられており、現在では県の指定団体と広域指定団体両方の維持経費を生産者が負担している。現在10ある指定団体を3ブロック化するという農水省の構想が発表されてきましたが、このままでは3階建て組織になる可能性が大きい。生産者の負担増が懸念されます。3ブロック化の前には県単位の指定団体の廃止を含め、生産者が自主販売の阻害要因となっている指定団体制度を見直し、生乳市場の創設に努めること。 {提案理由} 旧不足払い制度(加工原料乳生産者補給金暫定措置法)は、生乳の需給を安定させることにより生産者の手取り確保、消費者への安定供給を実現すべく(施行されたものと認識しておりますが、広域指定団体が発足して以降、それが十分に機能しているとは言い難く、価格交渉の面においては交渉力が強化されるどころか、大手乳業に主導権を握られている印象が拭えません。また配乳に関しては、大手乳業の意向が優先され、まるで大手乳業が配乳権を持っているかのように感じられます。 酪農系のプラントや中小乳業は配乳を思うように受けられず、大変苦しい経営を強いられています。東北では深刻な状況になっており、配乳を受けるための保証金の捻出が出来なくなっており、大手乳業から間接的な配乳を受けることになっている乳業が多くあります。 また、現行の制度下では、乳業が原乳を仕入れるにはアウトサイダーからの調達を除いては、指定団体から買うしかなく、その指定団体に対し影響力の強い大手乳業が制度を利用し業界を独占していると言っても過言ではありません。 生産者の側も同様で、生乳の販売先は指定団体に限られています。平成26年、指定団体制度強化の一環として酪農家が指定団体外で出荷できる数量が日量31まで拡大されましたが、自由な販売枠とはかけ離れたものとなっています。 生産者が自主販売をしようとしても、販売先の中小乳業は仕入れの面で指定団体に縛られており、それが取引の壁となる事例が少なくありません。指定団体制度が乳業の仕入れを制限し、生産者の自由な販売を閉ざしているのです。大手、中小の区別なく乳業が自由に購買できる場が必要です。それはまた、生産者の自由な販売の道を拓くことにもつながります。	農林水産省	農林水産省	農地に指定されていた生乳生産者団体は、生乳生産量の地域偏在性が大きくなったことから、集送乳合理化、乳価交渉力強化等の団体としての機能を維持・強化していくため、平成12年以降、北海道及び沖縄県を除く(45都府県の指定団体を廃止し、8つの広域生乳生産者団体を指定団体としている)ところです。	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	対応不可	指定団体制度は、毎日生産される液体で腐敗しやすいといった生乳の特性を踏まえ、生乳廃棄を招かない適切な販売を目指すものであり、生乳需給の安定等を通じて、酪農経営の安定のみならず、牛乳・乳製品の安定供給等に寄与しているところです。 御指摘のあった「県単位の指定団体」については、平成12年以降、県別の指定団体は既に廃止され、8つの広域生乳生産者団体が指定団体となっています。 ただし、そのような指定団体の広域化から一定期間経過する中で、酪農を取り巻く環境や経営規模などの生産構造も変化していることを受けて、指定団体の再編、中間コストの削減等の観点から「生乳流通体制の合理化の総合的な推進」(平成27年10月16日付け27生畜第1115号農林水産省生産局長通知)を発出し、指定団体をはじめとする関係者に指導を行っているところです。 (一社)中央酪農会議を中心に今後の指定団体のあり方等について現在検討が行われているところであり、引き続き本制度の的確な運営に努めることとしています。 なお、御指摘のあった「生乳市場の創設」については、生産者団体と乳業者で構成する「生乳取引のあり方等検討会」の議論を踏まえ27年10月に取りまとめられた報告において、生乳の商品特性や国内外の取引実態、酪農・乳業の経営安定の観点から、現行の相対取引を基本とすべきとされているところです。ただし、取引価格や数量に客観性を一層反映し、透明性を確保する観点から、平成28年度から29年間、乳製品向けを中心に試行的に入札取引を実施し、その取引の仕組みや効果等を検証いただく方向です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- △:再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280215052	27年11月12日	27年12月9日	28年2月15日		<p>【提案の具体的内容】</p> <p>学校給食乳を製造している中小乳業は指定団体から飲用向け乳価よりも割高な学校給食向け乳価で原料を仕入れ、製造を行っています。この原料を指定団体外であるアウトサイダーのものに置き換えることができれば、原料価格も下がり、最終供給価格も現在より安価になるはずですが、しかしながら、アウトサイダーの生乳で学校給食乳を製造しようとすると、必ず当該乳の指定団体による訪販にあつてはるが前提です。学校給食乳の供給業者となるには同業社の供給代行契約や、指定団体の認可を受ける必要があり、大きな壁となっています。</p> <p>そこで、学校給食乳も通常の飲用向け価格とし、1年毎の単発入札によって該合(以下)制度に工夫する等して、アウトサイダーの生乳でも学校給食乳を製造できるよう環境を整備すること。また、遠隔地等差額経費の補助金は乳業に直接支払われるようにすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>学校給食乳は飲用向け乳価よりも5円/kgほど高く(指定団体や生産者の大車な収入源ですが、これが組織改革の妨げになっている。</p> <p>「地産の生乳使用については「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年六月十四日法律第百八十二号)において、国産牛乳の消費振興ならびに流通の合理化が求められているが、現実には該合の横切り補助金の受け皿として組織存続は既得権益の保持に他ならず、各県の指定団体を廃止するには学校給食乳制度の改革が不可欠であると考えられます。</p>	農	農林水産省	<p>学校給食用牛乳における供給事業者の要件については、学校給食用牛乳供給対策要領第6の6の(3)や、これをともに都道府県が定めた「学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」等において規定されており、原料となる生乳の安定的な供給を確保する観点から、原則として指定生産者団体の確認を求めています。十分な生乳の供給が可能と見込まれるときは、必ずしも指定団体の確認を求めてはいません。</p> <p>なお、本要領は、制定時(昭和39年)において、指定団体の承認を受けていることが条件と規定されていましたが、現在は、本条項は削除されています。</p> <p>学校給食用牛乳向け生乳の乳価については、生産者と乳業者との交渉により適切に決められるべきものであり、原料である生乳の価格は、学校給食用牛乳の供給価格に影響します。</p> <p>学校給食用牛乳の供給価格については、本要領第6の1において、毎年度、供給価格と供給事業者を決定することが規定されており、学校給食用牛乳供給対策要領の第2の3において、最低制限価格を設定した場合を除き、最も低い価格を当該地域の供給価格とし、その価格を提出した乳業者を当該地域の供給事業者とする旨が規定されています。</p> <p>さらに、学校給食用牛乳供給対策要領第2の3(4)において、供給価格の設定を公正に行うために、都道府県知事は、乳業者に対し中立的な立場をとり、公正な決定作業が行われていることを確認する適正運営委員を選定するものと定められています。</p> <p>学校給食用牛乳の遠隔地等への輸送費補助等を始めとする学校給食用牛乳等供給推進事業の実施主体については、学校給食用牛乳等供給推進事業実施要領第2において、事業の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、一つの都道府県を区域を活動区域とする乳業者や生産者等が構成する組織等と規定されています。</p>	<p>学校給食用牛乳供給対策要領第6の6の(3)や、これをともに都道府県が定めた「学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」等において規定されており、原料となる生乳の安定的な供給を確保する観点から、原則として指定生産者団体の確認を求めています。十分な生乳の供給が可能と見込まれるときは、必ずしも指定団体の確認を求めてはいません。</p> <p>なお、本要領は、制定時(昭和39年)において、指定団体の承認を受けていることが条件と規定されていましたが、現在は、本条項は削除されています。</p> <p>学校給食用牛乳向け生乳の乳価については、生産者と乳業者との交渉により適切に決められるべきものであり、原料である生乳の価格は、学校給食用牛乳の供給価格に影響します。</p> <p>学校給食用牛乳の供給価格については、本要領第6の1において、毎年度、供給価格と供給事業者を決定することが規定されており、学校給食用牛乳供給対策要領の第2の3において、最低制限価格を設定した場合を除き、最も低い価格を当該地域の供給価格とし、その価格を提出した乳業者を当該地域の供給事業者とする旨が規定されています。</p> <p>さらに、学校給食用牛乳供給対策要領第2の3(4)において、供給価格の設定を公正に行うために、都道府県知事は、乳業者に対し中立的な立場をとり、公正な決定作業が行われていることを確認する適正運営委員を選定するものと定められています。</p> <p>学校給食用牛乳の遠隔地等への輸送費補助等を始めとする学校給食用牛乳等供給推進事業の実施主体については、学校給食用牛乳等供給推進事業実施要領第2において、事業の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、一つの都道府県を区域を活動区域とする乳業者や生産者等が構成する組織等と規定されています。</p>	<p>学校給食用牛乳供給対策要領第6の6の(3)や、これをともに都道府県が定めた「学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」等において規定されており、原料となる生乳の安定的な供給を確保する観点から、原則として指定生産者団体の確認を求めています。十分な生乳の供給が可能と見込まれるときは、必ずしも指定団体の確認を求めてはいません。</p> <p>なお、本要領は、制定時(昭和39年)において、指定団体の承認を受けていることが条件と規定されていましたが、現在は、本条項は削除されています。</p> <p>学校給食用牛乳向け生乳の乳価については、生産者と乳業者との交渉により適切に決められるべきものであり、原料である生乳の価格は、学校給食用牛乳の供給価格に影響します。</p> <p>学校給食用牛乳の供給価格については、本要領第6の1において、毎年度、供給価格と供給事業者を決定することが規定されており、学校給食用牛乳供給対策要領の第2の3において、最低制限価格を設定した場合を除き、最も低い価格を当該地域の供給価格とし、その価格を提出した乳業者を当該地域の供給事業者とする旨が規定されています。</p> <p>さらに、学校給食用牛乳供給対策要領第2の3(4)において、供給価格の設定を公正に行うために、都道府県知事は、乳業者に対し中立的な立場をとり、公正な決定作業が行われていることを確認する適正運営委員を選定するものと定められています。</p> <p>学校給食用牛乳の遠隔地等への輸送費補助等を始めとする学校給食用牛乳等供給推進事業の実施主体については、学校給食用牛乳等供給推進事業実施要領第2において、事業の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、一つの都道府県を区域を活動区域とする乳業者や生産者等が構成する組織等と規定されています。</p>	<p>学校給食用牛乳向け生乳の供給事業者の要件については、原料となる生乳の安定的な供給を確保する観点から、学校給食用牛乳供給対策要領の第6の(3)などに規定されており、原則として指定生産者団体の確認を求めています。十分な供給が可能と見込まれるときは、都道府県において必ずしも指定団体の確認を条件とはしていません。御指摘は事実認識です。</p> <p>学校給食用牛乳の供給価格と供給業者については、供給対策要領の第2の3により、最低制限価格を設定した場合を除き、競争原理の観点に基づき、毎年度、入札を行い、最も低い価格を提出した乳業者を当該地域の供給事業者としております。さらに、学校給食用牛乳供給対策要領第2の3(4)において、供給価格の設定を公正に行うために、都道府県知事は、乳業者に対し中立的な立場をとり、公正な決定作業が行われていることを確認する適正運営委員を選定するものと定められています。該合等の御指摘は事実認識です。</p>	
280318022	27年11月25日	28年1月13日	28年3月18日		<p>【提案の具体的内容】</p> <p>鉱山、砕石山における保安林の解除手続きを行う際、全体計画に基づき(事業継続案件である場合は、事前相談時の手続きおよび申請書類の大幅な簡素化を行うとともに、標準処理期間を設定するなど、審査の一層の簡素化・迅速化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>鉱山や砕石山の探掘に際して国有保安林の解除申請を行う場合、現在、新規案件と事業継続案件の区別なく、事前相談および本申請の手続きを行う必要がある。このため、全体計画に基づき(継続案件の場合、2回目以降の解除申請においても初回の解除申請と同様の手続きを繰り返すこととなり、大きな負担となっている。</p> <p>事業継続案件は一度本申請を経ていたため、事前相談の目的と思慮される「解除申請書の内容の不備」や当該事業に係る他の行政庁の許認可申請の未実施、といった問題が発生する可能性は低いと考えられる。そこで、事業継続案件については、事前相談時の手続きおよび申請書類の大幅な簡素化を行うとともに、標準処理期間を設定するなど審査の一層の簡素化・迅速化を図るべきである。</p> <p>要望の実現により、建設資材の安定的な提供が可能となり、今後予想される大規模災害からの復興等の突発的な増産にも対応できるようになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	<p>保安林制度は、森林法(以下「法」という。)に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課すものである。</p> <p>国有保安林を他の用途に転用する場合は、保安林の指定の解除が必要となりますが、転用に係る解除にあたっては、水源の涵養、災害の防備等の公共目的の達成に支障が生じないよう、保安林の機能を代替する防災施設(以下「代替施設」という。)の設置等が必要となります。また、転用に係る解除にあたっては、防災施設の計画の他、用地事情、実現の確実性等の解除要件に照らして審査を行うこととしています。</p>	<p>保安林制度は、森林法(以下「法」という。)に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課すものである。</p> <p>国有保安林を他の用途に転用する場合は、保安林の指定の解除が必要となりますが、転用に係る解除にあたっては、水源の涵養、災害の防備等の公共目的の達成に支障が生じないよう、保安林の機能を代替する防災施設(以下「代替施設」という。)の設置等が必要となります。また、転用に係る解除にあたっては、防災施設の計画の他、用地事情、実現の確実性等の解除要件に照らして審査を行うこととしています。</p>	<p>保安林制度は、森林法(以下「法」という。)に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課すものである。</p> <p>国有保安林を他の用途に転用する場合は、保安林の指定の解除が必要となりますが、転用に係る解除にあたっては、水源の涵養、災害の防備等の公共目的の達成に支障が生じないよう、保安林の機能を代替する防災施設(以下「代替施設」という。)の設置等が必要となります。また、転用に係る解除にあたっては、防災施設の計画の他、用地事情、実現の確実性等の解除要件に照らして審査を行うこととしています。</p>	<p>国有保安林は、森林の有する水源の涵養、災害防備等の機能の発揮を目的とする国土保全施策であるため、森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、国がその保全に責任を持つことが求められているものです。このように中でやむを得ず他の用途に転用するための解除を行う必要がある場合には、これらの公共目的の達成に支障が生じないようにするため、現地の自然条件に応じた代替施設設置の計画や、用地事情その他の解除要件の審査等を行うことは、不可欠な事項です。ただし、このような場合であっても、手続きは必要最小限のものとするべきと考えています。</p> <p>このため、御提案のような、全体計画に基づき個別実施計画に従って保安林の解除申請を継続して行うとする場合であっても、初回の解除申請の際、全体計画及び当該申請に係る実施計画の内容について審査を了したのについては、計画の内容が全体計画と異なっていない限り、第2回目以降の解除申請に係る用地事情等の解除要件の審査は省略できるとして運用しております。</p> <p>なお、代替施設設置等の計画のうち一定の書類(土壌堆積量計算書、代替施設安定計算書、排水施設流量計算書、流出土砂貯留施設計算書及び洪水調節施設等計算書)については、個別の箇所ごとの計算書を全て添付する必要はなく、「とりまとめ表」に箇所ごとの計算書(計算因子、公式等をまとめて記載することや、土量計算については、一定の事項(切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法)を記載すること)を差し替えいとするなど、申請者の負担を軽減し、審査の迅速化を図るため、できるだけ手続きを簡素化する運用を行っているところです。今後においても、このような手続きの簡素化・迅速化を図って、関係団体や事業者等に対して一層の周知・説明を図っていく考えです。</p>	
280318035	27年12月14日	28年1月27日	28年3月18日		<p>【提案の具体的内容】</p> <p>農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成要件等(農地規制)に関する緩和と促進を図ることが必要。具体的には、企業による農業生産法人の過半の議決権取得を認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべき。</p> <p>【提案理由】</p> <p>2009年12月に施行された改正農地法により、リース方式による企業の農業参入は原則自由化されたものの、増資に解除権があるなど、借主によっては不利な内容となっている。農家の後継者不足の解消、および農業経営の大規模化による生産性向上を実現するためには、企業に農業参入を促進することが不可欠であり、農業生産法人の要件緩和等とのさらなる見直しを行うことが必要。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	<p>1 法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>法人形態が株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項。</p> <p>原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること(平成28年4月1日以降は、2分の1超)。</p> <p>役員のうち半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	<p>法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>法人形態が株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項。</p> <p>原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること(平成28年4月1日以降は、2分の1超)。</p> <p>役員のうち半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	<p>法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>法人形態が株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。</p> <p>主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)農地法第2条第3項第2号、第3条第2項第2号及び第3項。</p> <p>原則として農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること(平成28年4月1日以降は、2分の1超)。</p> <p>役員のうち半が農業に常時従事する構成員であること等</p> <p>2 ただし、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。</p>	<p>企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全面自由化され、同法改正後に、1898法人が参入するなど、農業界・経済界が連携して前向きに推進していける状況にあります。</p> <p>他方、企業の農地所有については、参入した企業が農業から撤退した場合、当該企業の所有する農地が耕作放棄地や産廃置場になってしまうのではないといった農業・農村の懸念があり、また、(リース方式のリース契約解除のような確実な戻り手続が確立されていない)ことから、対応することは困難です。</p> <p>なお、農地を所有できる法人の要件については、先の国会で成立した「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」において、このような懸念のない範囲で、法人の6次産業化等経営発展を推進していく観点から、議決権要件や役員構成要件を緩和することとしています。また、更なる要件の緩和については、「日本再興戦略(平成26年1月24日閣議決定)」において、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則決定)に際して、それまでリース方式で参入した企業の状況等を踏まえ検討することとされています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

- ：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- ：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280318036	27年12月14日	28年1月27日	28年3月18日	砂糖・でん粉の価格調整制度の廃止	<p>【提案の具体的内容】 国内生産者保護のために設けられている砂糖・でん粉の価格調整制度を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。しかし、マークアップや調整金は、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	砂糖・でん粉については、価格調整制度下の輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品との内外コスト格差を是正するため、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、これを主な財源として、生産者及び製造業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第五条、第十九条、第二十一条、第二十七条、第三十三条、第三十五条	対応不可	砂糖・でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるさとうきび、てん菜、かんしょ及びばいれいしょは、関連産業とともに沖縄県、鹿児島県及び北海道の地域経済や地域の雇用を維持するため極めて重要な作物です。一方で、これらの作物は国内生産者の経営努力では理めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産砂糖・でん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であると考えています。	
280318037	27年12月14日	28年1月27日	28年3月18日	畜肉加工品(輸入品)の動物検疫に関するルール変更	<p>【提案の具体的内容】 鶏の屠傷げ、などの加熱加工品に対する動物検疫について、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも受けられるようにすべく。</p> <p>【提案理由】 「鶏の屠傷げ」などの加熱加工品を海外から輸入する場合、動物検疫を受けなければならないが、検疫場所が港湾地区に限られているのが実情である。このため、動物検疫のために港湾地区の倉庫へ運搬・入庫し、検疫後に内陸倉庫へ再び輸送しなければならない。輸送・入庫コストが余分にかるだけでなく、貨物の積み下ろし作業に必要な人員も確保しなければならないなど、負担が大きい。加熱加工品は加熱処理をしており、かつ内陸倉庫へは冷凍輸送を行うことから、港湾地区外の倉庫で検疫を行ったとしても問題が生じるとは考え難い。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	海外から輸入される動物、畜産物については、家畜の伝染性疫病の侵入を防止し、適切かつ効率的にリスク管理を行うため、当該製品の到着後、迅速に輸入検査を実施する必要があります。このことから、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)において、動物検疫所又は特定の飛行場・港湾内の家畜防疫官が指定する検査場所(以下「防疫官指定検査場所」という。)で行う旨規定しています。ただし、特別な事由があるときは、農林水産大臣の指定するその他の場所(以下「大臣指定検査場所」という。)で輸入検査を行うことができます。	家畜伝染病予防法第38条、第40条、家畜伝染病予防法施行規則第47条	現行制度下で対応可能	畜産物の品質維持のため特別な管理を必要とする場合等、防疫官指定検査場所で検査を行うことが困難な場合であり、かつ、家畜防疫上、当該物を防疫官指定検査場所以外の場所で検査を行っても差し支えないと認められる場合には、大臣指定検査場所として指定することができます。ただし、大臣指定検査場所指定を行った場合、動物検疫所の業務に追加の負担が生じることになる必要があります。	
280318067	28年1月13日	28年2月9日	28年3月18日	㈱農林漁業成長産業化支援機構における「農林漁業成長産業化ファンド」の出資対象要件の緩和	<p>㈱農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による「農林漁業成長産業化ファンド」の出資対象要件(農林漁業者の議決権割合が他の事業者を上回っていること)を緩和する。</p> <p>【提案理由】 A-FIVEと地方銀行等が組成する「農林漁業成長産業化ファンド」(以下「ファンド」)は、6次産業化に取り組む事業者(5次産業事業者)に対し、出資による支援を行っている。6次化事業者の意思決定において農林漁業者の主導性を確保する観点から、ファンドの出資を受けるためには、農林漁業者の議決権割合がその他の事業者(2次・3次産業事業者)を上回っていることが必要とされている(注1)。(注2)6次化事業者の議決権について、農林漁業者の議決権割合が2次・3次産業事業者を上回っていることを要件に、ファンドから原則として総議決権の50%まで出資を受けることができる。この点について、会員行からは、農林漁業者の資金力が乏しく、議決権要件を満たせないため、ファンドが出資できないケースが多いとの声が聞かれる。平成26年10月、農林漁業者の出資負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合に、ファンドの出資上限(50%)を超過できる特例を設けたが、活用が十分に進んでいるとは言い難い(注2)。(注3)平成27年12月現在で、ファンドの5次化事業者への出資実績は77件・約50億円。これは、ファンド総額合計(全53ファンドで約690億円)の7.2%程度にとどまる。本要件を緩和し、ファンドの出資対象が拡大すれば、わが国の農林水産業の付加価値向上、成長産業化に繋がる。</p>	(一社)全国地方銀行協会	農林水産省	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号。以下「機構法」という。)は、我が国農林漁業を、農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業とすることを目的としており、そのために株式会社農林漁業成長産業化機構(以下「機構」という。)は、農林漁業者が主体となった国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出資等の支援を行うこととされています。このため、支援対象となる事業者は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号、以下「6次産業化・地産地消法」という。)に基づき「総合化事業計画」の認定を受けた「農林漁業者等」とされています。この「農林漁業者等」は、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)とされています(「6次産業化・地産地消法」第3条第1項)。	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 第3条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 第21条	現行制度下で対応可能	農林漁業の成長産業化を推進する上で、農林漁業成長産業化ファンドが、農林漁業者等自らによる6次産業化の取組を支援対象としていることから、これに伴う出資対象事業者の議決権割合の取扱については見直すことは不適当と考えています。しかしながら、本提案の理由である農林漁業者の出資負担軽減の観点においては、本ファンドの支援対象となる6次産業化事業者の設立にあたって、無議決権株式をはじめ、資本金劣後ローンの活用などにより、農林漁業者の実質的な出資負担を軽減することが可能となっており、このことについては、平成26年10月にファンド活用のガイドラインを策定し、周知してきたところです。(参考)平成28年2月現在の活用実績：無議決権株式 6件、資本金劣後ローン 19件、うち、平成26年10月以降の活用実績：無議決権株式 5件、資本金劣後ローン 15件	また、ご指摘のサブファンドの出資割合の引き上げの特例についても、無議決権株式や資本金劣後ローンの活用を含め、農林漁業者等の出資負担の軽減措置の一つとして、引き続き、周知していきたいと考えております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280318075	28年2月17日	28年2月25日	28年3月18日	耕作放棄地における一時的な林地転用に対する柔軟な対応について	現在、未利用材を原料にしたバイオマス発電所が至るところに建設され、地域によっては、原料となる木材の取り合いや木材価格の高騰を招いています。 一方、新聞紙上では耕作放棄地が約40万ha存在するという記事が掲載されているように、TPP発効後においては、更なる耕作放棄地の増加も懸念されます。これらの状況を改善する一つの方法として、耕作放棄地における早生樹(20年程度で伐採できる燃料・用材用の樹種)等の育成による一時的な林地転用を実施することを考えて、以下を提言致します。 1. 耕作放棄地の一時的な林地転用についての判断の柔軟化 北海道においては離農後の探草放棄地が多く、面積的にも2ha、4haを超えるものも少なくありません。現状のルールでは、大規模な林地転用には、知事や農林水産大臣認定による転用許可が必要となります。 このような大面積の農地の場合も含め、一時的な林地転用については、市町村農業委員会での軽量を認め、期間満了後に改めて農地に戻すか・林地を継続するかを判断できる制度を創設して頂けないでしょうか。(20年程度の伐採計画である早生樹の林地であれば、農地への転換が必要となった際には、抜根、耕転し農地に戻すことが容易と考えます。) 2. 耕作放棄地の一時的な林地転用における森林法上の計画対象森林へのみなし制度 現に耕作放棄されている若しくは当面耕作の見込みのない農地において、上記のとおり早生樹等を植栽する場合には、収穫までの期間において、当該農地を森林法第5条の計画対象森林としてみなし、森林経営計画の作成が可能になるような制度を創設頂けないでしょうか。 また、このためには、森林経営計画制度においても早生樹等に対する基準が必要と考えます。近年における精英樹選抜や成長の早い樹種の開発・改良技術の進歩により、国内林業の活性化を促進することができます。 これらの制度ができれば、耕作放棄地や遊休農地などの有効活用が図れる上に、再生可能なエネルギーの原料供給地としての機能を果たすことが出来ると考えられます。 また、平成27年8月に閣議決定された「国土形成計画」に記載されている「適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地等の土地については、森林等の新たな生産の場としての活用や…(略)…を図る。」という主旨に合致するものと考えられます。	住友農林株式会社	農林水産省	<p>[1] 農地に木を植えて20年程度で伐採する場合は、木の生育期間が長期にわたることから、一時的な利用のための転用ではなく、恒久的な転用に該当することとなります。 また、耕作放棄地については、再生利用困難なものは、農業委員会が非農地と判断することにより、農地法における農地には該当しないこととなり、農地転用許可は不要となります。 地方、再生利用可能なものについては、再生して農業に活用していくことが基本ですが、集約的農地等の優良農地以外の農地については、転用許可が可能です。 この農地転用の許可については、4ヘクタール以下の農地を転用する場合には、都道府県知事が4ヘクタールを超える農地を転用する場合には、農林水産大臣がそれぞれ許可を行うこととされています。 また、地方自治法において、都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村に権限移譲すること 市町村が、その権限に属する事務を農業委員会に事務委任することができることとされています。 なお、この仕組みにより、北海道においては、北海道知事の権限が130市町村に移譲されています(平成27年4月1日現在、農林水産省調べ。)</p> <p>なお、昨年6月に公布された地方分権改革一括法に基づく農地法の改正により、平成28年4月以降、4ヘクタール超の農地転用に係る権限について、都道府県知事に移譲するとともに、農林水産大臣が、農地の確保に責任をもって取り組む市町村を指定し、当該市町村に都道府県と同様の権限を移譲することとされています。</p> <p>[2] [1]で説明したとおり、ご提案の内容は農地の恒久的な転用に該当するため、再生利用困難な耕作放棄地については、農業委員会が非農地と判断した場合、再生利用可能な耕作放棄地については、農地転用許可を受けた場合に森林を造成することが可能となり、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林(森林の有する諸機能の発揮を図り、いかなければならない森林)であり、森林の整備及び保全に係る施策や規制等の対象となる民有林)として編入することができます。 なお、森林経営計画制度では、計画の認定に当たって、伐採、植栽、間伐などに係る施策の認定要件を満たす必要がありますが、これら認定の基準については、市町村森林整備計画において定めることとされています。ご指摘のあった早生樹等の伐採、植栽、間伐等に係る基準についても、立地条件や地域における木材の利用状況、施策の実績等を勘案して、市町村森林整備計画において定めることが可能です。</p>	<p>[1] 農地は本来食料生産に用いるものであり、御提案のあった耕作放棄地の林地転用は、20年という樹木の生育期間の長期性に鑑み、一時的なものとするのは困難と考えます。しかし、耕作放棄地が再生利用困難なものであり、非農地との判断がなされれば、農地転用許可を受けなくとも林地への転用は可能です。また、再生利用可能な耕作放棄地に該当する場合は、農地転用許可が必要となります。 御提案については、まずは、耕作放棄地が再生利用困難なものか否かの仕分けをもとに非農地判断を行う農業委員会に相談していただくことが重要です。転用許可が必要な場合は、許可の可否について、個別に土地利用状況等を踏まえて判断することとなりますので、具体的な計画を基に、農業委員会や都道府県等に相談していただくことが重要です。 上記の農地法の手続き等により、林地転用を行った耕作放棄地における森林の造成を行うことが可能となりますが、その場合、地域森林計画の対象森林に編入され、早生樹の造成を含む森林経営計画を作成できるよう、具体的な事業計画や施策実績等を基に、まずは都道府県に相談していただくことが重要です。 なお、国としても、早生樹等の活用はチップ用材等の供給にも期待できることから、都道府県及び市町村の林務部局に対して、早生樹等の施策事例や実証試験等の情報共有を図るなど技術的助言を行ってまいりたいと考えます。</p>	<p>[1] 農地法第4条、第5条 現行制度下で対応可能</p> <p>[2] 森林法第5条、第11条</p>	